

文京区食料品等物価高騰対応給付金非課税等加算申請書(請求書)

文京区長 殿

文京区
受付印

【誓約・同意事項】を全て確認し、チェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1 申請・請求者(世帯主)

氏名	生年月日	現住所
フリガナ	西暦・大正・昭和・平成・令和	〒
	年 月 日	電話 ()

2 非課税等加算の要件確認

【確認欄】以下の項目を確認し、確認後にチェック欄(□)に✓を入れてください。

世帯の全員が、令和7年度の住民税均等割が課されている者の扶養親族等のみからなる世帯ではありません。

世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

3 振込口座(文京区食料品等物価高騰対応給付金と同じ口座へ振り込みます。)

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 基準日(令和8年1月1日)において文京区に住民登録がある者を含む世帯です。
- ② 物価高騰対応給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、文京区が必要な住民基本台帳情報の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、文京区において支給決定をした後は、請求書として取り扱います。
- ⑤ 文京区が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和8年7月31日(消印有効)までに、文京区が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、物価高騰対応給付金が支給されないことに同意します。
- ⑥ 物価高騰対応給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や物価高騰対応給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、物価高騰対応給付金を返還します。

提出書類

① 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご提出してください。

② 『非課税証明書、源泉徴収票又は確定申告書』

※ 該当する場合のみ提出してください。

以下の欄に申請書記入日と氏名を自署してください。

本申請の内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)